

廃掃法指定区域における工事後2年間以降自主的に実施した追完分 (令和5年度以降)モニタリングの検証結果 (第28回)

【実施方法等】

- ・下記の表に係る建物周囲のガス抜き孔15箇所+地下ピットガス抜き排気孔の16箇所をポータブルマルチモニターにより、ガス抜き孔の口に当てて測定する。(モニターの数値を読み込む)
- ・測定を行う者は、町職員が行う。また、測定結果を書面により町長まで報告し、粕屋町ホームページに掲載する。但し、必要に応じて随時測定する場合は、粕屋町ホームページには掲載しない。
- ・測定頻度は、毎年6月、9月、12月、翌年3月の4回とする。
- ・測定の実施日は、測定月の1日から5日の間(土日・祝日を除く。)の午前中に実施する。また、前記期間中荒天又は諸事情により測定不能と判断した場合は、上記期間外において実施することができる。

可燃性ガス等(メタンガス、硫化水素、酸素、二酸化炭素)の測定結果

赤数値は基準値超、青数値は基準値以内又は検出せず

日時	令和5年9月4日(月) 9時00分 天候 晴れ			
地点	メタン(CH ₄)	硫化水素(H ₂ S)	二酸化炭素(CO ₂)	酸素(O ₂)
	1.5%以下	10ppm以下	1.5%以下	18%以上
ガス抜き孔1	0.00	0.00	0.04	20.9
ガス抜き孔2	0.00	0.00	0.04	20.9
ガス抜き孔3	0.00	0.00	0.04	20.9
ガス抜き孔4	0.00	0.00	0.04	20.9
ガス抜き孔5	0.00	0.00	0.04	20.9
ガス抜き孔6	0.00	0.00	0.04	20.9
ガス抜き孔7	0.00	0.00	0.04	20.9
ガス抜き孔8	0.00	0.00	0.04	20.9
ガス抜き孔9	0.00	0.00	0.04	20.9
ガス抜き孔10	0.00	0.00	0.04	20.9
ガス抜き孔11	0.00	0.00	0.04	20.9
ガス抜き孔12	0.00	0.00	0.04	20.9
ガス抜き孔13	0.00	0.00	0.04	20.9
ガス抜き孔14	0.00	0.00	0.03	20.9
ガス抜き孔15	0.00	0.00	0.03	20.9
地下ピットガス抜き排気口	0.00	0.00	0.55	20.9

- ・令和5年度より廃-No.、砂利敷1~7及びガス流量(石けん膜流量計 L/min)は測定しない。
- ・工事後5年間、特に網掛けのNo.10及びNo.11は、継続的に基準を超える数値が検出されているため、推移を慎重に観察する。
- ・1ppm(100万分の1、1m³の大気に1cm³のこと)を%に換算すると0.0001%

**廃掃法指定区域における工事後2年間以降自主的に実施した追完分
令和5年度モニタリングの検証結果(公表用)**

【実施方法等】

- ・下記の表に係る建物周囲のガス抜き孔15箇所+地下ピットガス抜き排気孔の16箇所をポータブルマルチモニターにより、ガス抜き孔の口に当てて測定する。(モニターの数値を読み込む)
- ・測定を行う者は、町職員が行う。また、測定結果を書面により町長まで報告し、粕屋町ホームページに掲載する。但し、必要に応じて随時測定する場合は、粕屋町ホームページには掲載しない。
- ・測定頻度は、毎年6月、9月、12月、翌年3月の4回とする。
- ・測定の実施日は、測定月の1日から5日の間(土日・祝日を除く。)の午前中に実施する。また、前記期間中荒天又は諸事情により測定不能と判断した場合は、上記期間外において実施することができる。

可燃性ガス等(メタンガス、硫化水素、酸素、二酸化炭素)の測定結果

赤数値は基準値超、青数値は基準値以内又は検出せず

日時 地点	令和5年6月1日(木) 天候 曇り時々晴れ				令和5年9月4日(月) 天候 晴れ				令和 年 月 日() 天候				令和6年3月 日() 天候			
	メタン (CH ₄)	硫化水素 (H ₂ S)	二酸化炭素 (CO ₂)	酸素 (O ₂)	メタン (CH ₄)	硫化水素 (H ₂ S)	二酸化炭素 (CO ₂)	酸素 (O ₂)	メタン (CH ₄)	硫化水素 (H ₂ S)	二酸化炭素 (CO ₂)	酸素 (O ₂)	メタン (CH ₄)	硫化水素 (H ₂ S)	二酸化炭素 (CO ₂)	酸素 (O ₂)
	1.5%以下	10ppm 以下	1.5%以下	18%以上	1.5%以下	10ppm 以下	1.5%以下	18%以上	1.5%以下	10ppm 以下	1.5%以下	18%以上	1.5%以下	10ppm 以下	1.5%以下	18%以上
ガス抜き1	0.00	0.00	0.03	20.9	0.00	0.00	0.04	20.9								
ガス抜き2	0.00	0.00	0.03	20.9	0.00	0.00	0.04	20.9								
ガス抜き3	0.00	0.00	0.03	20.9	0.00	0.00	0.04	20.9								
ガス抜き4	0.00	0.00	0.03	20.9	0.00	0.00	0.04	20.9								
ガス抜き5	0.00	0.00	0.03	20.9	0.00	0.00	0.04	20.9								
ガス抜き6	0.00	0.00	0.03	20.9	0.00	0.00	0.04	20.9								
ガス抜き7	0.00	0.00	0.03	20.9	0.00	0.00	0.04	20.9								
ガス抜き8	0.00	0.00	0.03	20.9	0.00	0.00	0.04	20.9								
ガス抜き9	0.00	0.00	0.03	20.9	0.00	0.00	0.04	20.9								
ガス抜き10	0.00	0.00	0.03	20.9	0.00	0.00	0.04	20.9								
ガス抜き11	0.00	0.00	0.03	20.9	0.00	0.00	0.04	20.9								
ガス抜き12	0.00	0.00	0.03	20.9	0.00	0.00	0.04	20.9								
ガス抜き13	0.00	0.00	0.03	20.9	0.00	0.00	0.04	20.9								
ガス抜き14	0.00	0.00	0.03	20.9	0.00	0.00	0.03	20.9								
ガス抜き15	0.00	0.00	0.03	20.9	0.00	0.00	0.03	20.9								
地下ピット ガス抜き排気孔	0.00	0.00	0.50	20.9	0.00	0.00	0.55	20.9								

- ・令和5年度より廃-No、砂利敷1~7及びガス流量(石けん膜流量計 L/min)は測定しない。
- ・工事後5年間、特に網掛けのNo.10及びNo.11は、継続的に基準を超える数値が検出されているため、推移を慎重に観察する。
- ・1ppm(100万分の1、m³の大気に1cm³のこと)を%に換算すると0.0001%